

税南 第 1958 号  
令和 5 年 8 月 31 日

自治労大阪府職員労働組合税務支部大阪分会  
分会長 木田 貴之 様

大阪府なにわ南府税事務所長

西山 宏



令和 6 年度予算編成等に向けた職場環境整備等の要求について（回答）

令和 5 年 8 月 17 日付けで貴分会から要求のあった事項について、下記のとおり回答します。

### 記

#### 1. 職員の健康管理の観点より冷暖房・空調について下記のことを行うこと。

- (1) 冷暖房運転・換気操作については、運転期間にとらわれず年間を通じて実際の気温・湿度に適応した運転をすること。また、空気の清浄性が保たれるように定期的な点検を行うこと。
- (2) 勤務時間中は冷暖房運転を行うとともに、時間外勤務命令を発令する際には冷暖房の運転を行うこと。また、運転開始時間についても室内温度に応じ弾力的に行うこと。

（回答）

冷暖房運転・換気操作については、常に職員の健康管理に留意して弾力的に行っているところであり、今後とも適切な運転に努めてまいりたい。

また、定期的に行っている執務室の環境測定においては、概ね環境基準をクリアしているところであり、引き続き、適切な維持管理に努めてまいりたい。

#### 2. 職場の労働安全衛生の観点から夕陽丘庁舎の執務室の保全・改善を行うこと。

- (1) 庁舎・施設に係る耐震性の確保、震災等災害時の避難誘導等点検整備を怠らないこと。また、執務室の安全対策の充実を図ること。

（回答）

夕陽丘庁舎は耐震基準を満たしており、耐震性は確保されているものと考えている。震災や火災等の災害時にも適切な対応ができるよう施設の点検を行っている。

また、入居者を対象とする消防訓練や緊急参集者等に対する防災研修を実施すること等により、誘導経路等について周知を図ってまいりたい。さらに、執務室の安全対策の充実にも努めてまいりたい。

(2) 災害・停電時に備え、非常電源を備えること。

(回答)

非常電源については、停電時に発電機から電気が供給されるコンセント（発電機回路）を各階に数か所設置しているところ。

(3) 各執務室の温度については場所により偏りがないよう、空調の設定温度及び風向を適宜調整すること。

(回答)

各執務室の温度について、職員の健康管理に留意し、場所によって偏りがないよう空調の設定温度や風向を調整しつつ、適切な運転に努めてまいりたい。

(4) 休養室について、利用しやすいよう設置場所を工夫し充実をはかること。

(回答)

休養室については、利用しやすい工夫をしてまいりたい。